

ニュースレター

NO. 14 (中教審トピック号)

November. 25. 2013

大橋会長：中央教育審議会教育制度分科会で

社会教育の重要性と社会教育委員の必置を陳述

去る、11月11日(月)、中央教育審議会教育制度分科会が開催され、本会の大橋会長が、同分科会からのヒアリングの要請を受けて意見陳述を行いました。

平成25年4月15日、教育再生実行会議は「教育委員会制度の在り方について」(第二次提言)を提言し、地方教育行政の責任体制を確立し、教育が直面する様々な課題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革が必要であるとの考えを示しました。

これを受け、文部科学大臣はただちに、中央教育審議会に「今後の地方教育行政の在り方について」諮問(本年4月25日)しました。その諮問事項は①教育委員会制度の在り方について、②教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方について、③学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について、の三点です。

この諮問事項は、中央教育審議会の教育制度分科会で審議され、本年10月11日に「審議経過報告」として取りまとめられました。

大橋会長は、この「審議経過報告」に対する意見陳述者として指名されたわけですが、ヒアリングに臨むに当たって大橋会長は、本年10月23日、三重県で開催された「全国社会教育研究大会・三重大会」の折に開催された理事会と総会において、全国社会教育委員連合として「どのような意見・提言をすべきか」と、自らの所見を述べるとともに、出席者の意見を求めました。

出席者からの「会長一任」の意向を受け、会長が意見陳述した内容を別紙によりお知らせします。なお、添付資料は省略してあります。

発行 一般社団法人 全国社会教育委員連合(略称「社教連」)

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-1-6 日本弘道会ビル7階

TEL 03(6380)8540

Fax 03(6380)8541

<http://www.shakyoren.or.jp>

E-mail staff@shakyoren.or.jp

【別紙】

中央教育審議会教育制度分科会・意見陳述

一般社団法人 全国社会教育委員連合

会長 大橋 謙 策

提言 1 社会教育は学校教育の母胎であり、高齢社会の切り札

- ① 日本は世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、かつ国際化も今後益々進む。そのような社会状況の中で、社会教育の重要性を改めて認識するとともに、社会教育と学校教育との関わりも改めて見直されるべきである。

(地域で支える子育て機能の社会化)

- ② 学校教育は、家庭や地域における日常生活の中で、知らず知らずのうちに体験したり、見聞きしたり、人と交流する中で「無意識的に形成」される営みが豊かになってはじめて、意図的、組織的営みで成り立つ。学校教育を豊かなものにするためにも、地域での社会教育の振興が不可欠である。

中でも家庭教育に期待することは重要であるが、虐待やいじめ問題をみても、家庭教育に過度の期待をすることは危険であり、地域において高齢者や若者や子ども達が交流する機会を増やす等の地域施策を展開する中で、子どもの教育、学校教育を支えて行く必要がある。ある意味で、学校教育、おとなへの社会教育の行政とも異なる「第3の地域教育行政」を確立する時期になっている。

(「人生 90 年代時代における輝ける「第3の」人生」)

- ③ 他方、日本の寿命は延び、60歳定年後の「第3の人生」、とりわけ65歳の人の平均余命が男性 18.13 歳、女性 23.19 歳（平成 17 年現在）である。高齢化で大きな問題となる要介護問題も 74 歳までの前期高齢者の要介護出現率は 4.4%であり、75 歳～84 歳で 22.7%、85～89 歳で 56.6%、90 歳以上で 84.7%（世田谷区、平成 25 年 3 月現在）という状況を考えると、「人生 90 年代」時代において、前期高齢者は固より 84 歳までの「第3の人生」をどう過ごして頂くか、社会教育はもっと精力的にこの課題に取り組む必要がある。

国際成人力調査では、OECDの平均値に比べ成人の読解力や数的思考力は高いというものの、ITを活用した問題解決能力は平均値より低い。また、別な調査によれば、高齢者の学習活動体験率では未だイギリスやスウェーデンに比べ低い。

“実際生活に即する文化的教養を高める”という社会教育法の趣旨から言えば、成年

後見制度や介護保険制度の新しい考え方、知識の習得は欠かせないし、新たな情報機器の活用の力等の習得も欠かせない。社会教育行政の振興なくして高齢化社会は乗り切れない。

- ④ 65歳以上の高齢者の体力テストは向上してきており、今後とも高齢者の体力向上、社会参加活動の促進が求められる。

労働力人口の減少が叫ばれる中、元気な高齢者の能力を活かした新しいコミュニティビジネス、ソーシャルエンタープライズなどの社会的起業の振興も期待される。

そのためにも、元気な高齢者の新たな可能性にチャレンジする機会を提供する社会教育行政の役割は大きい。

(市町村主権時代におけるネットワーク型社会システムと自立と連帯の地域コミュニティづくり)

- ⑤ 産業構造の変容に伴い、地域における人口構成は大きく歪んでおり、全国的に見ると高齢化の進んだ地域では生活機能を維持することも容易でない「限界集落」が増えてきている。そのような地域では、全ての住民が参加しての、自らの生活を維持していくための、いわば「全村学校」ともいえる取り組みが不可欠になってきているし、その活動をコーディネートしてくれる人材が欠かせない。

いまや、都市部に顕著に見られるように、従来の血縁、地縁に頼ることなく、「志縁」、「知縁」ともいえる新しい地域の支え合いができる地域コミュニティづくりが「限界集落」のみならず、全国で求められている。

そのためにも社会教育主事やコミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる人を中軸として、全ての行政部局を巻き込んだネットワーク型社会教育行政を展開せざるを得ない。

提言2 社会教育委員会議の義務設置と社会教育主事の必置化

- ① 社会教育委員会議の設置は、“規制緩和”の流れの中で、他の審議会機能があればそれに代替させることができ、必ずしも設置しないでも良いようになった。しかしながら、これは社会教育委員会議の“社会教育関係団体への補助金の審査”に関わる事に主に着目した論議であり、上述したような今日的に必要とされている市町村の振興、地域コミュニティづくりから見た社会教育行政の重要性に必ずしも着目していない。

地方分権、住民と行政の協働、規制緩和という現在の流れから考えると一見妥当のように見えるが、今日の危機的ともいえる少子高齢社会の課題を解決するためには、今少し国がリーダーシップをとって市町村の社会教育行政の振興策を図るべきである。その

ことは決して市町村の主権、主体性をないがしろにすることではなく、社会教育行政振興のシステムづくりと考える必要がある。

その上で、社会教育委員会が活性化されているかどうかという論議は市町村ごとに大いに論議される必要がある。

② 市町村の社会教育行政の振興には、市町村の地域属性に照らして、「社会教育振興計画」が策定されるべきである。社会福祉行政部局において、多様な計画化が進められているが、同じように市町村の社会教育振興のための計画が他の首長部局と連携して策定される必要がある。

③ 更には、市町村の社会教育行政の振興において、住民と行政との協働を進めていくためにも、その両者の媒介の役割を担い、首長部局の政策課題なり、地域の解決すべき課題について、住民の学習、関係者の学習、資料づくりを促進するための学習援助者、学習のファシリテーター、学習内容編成者としての社会教育主事の役割は大きい。現在の社会教育主事の養成、任用の在り方も含めて見直しをした上で、市町村に配置する必要がある。

④ これらの社会教育行政の振興を図るためには、公民館は指定管理者制度に馴染まず、公民館活動のP D C Aサイクルに基づく評価を社会教育委員会が行うことなどを前提として、市町村直営にする必要がある。

意見陳述後における、委員からの質問と、会長の回答は下記の通りです。
【質問】 中央教育審議会の論議は学校教育ばかり（に偏している感がある）が、本日は、本気の社会教育の提言に接し感謝申し上げます。ところで社会教育の振興に A 案 B 案のどちらが有用か？ご意見を伺いたい。
【回答】 教育委員会の所掌事務に即していえば、①学校教育中心の事務を掌るための意見具申なのか、②子どもの（学校外教育）推進を図るための提案なのか、③地域教育（成人教育）の推進を図るための提言なのか、等によって、その在り様が異なる。 したがって、どのような方向・体制で推進されるかが提示されないのでは、A 案 B 案のどちらがいいとは言い切れない。 ぜひ、今後、社会教育の推進を図るための、教育委員会の在り方、ないしは行政の推進体制の在り方などについて、審議会において検討され、その折に、本会对し意見具申をする機会が与えられることを期待したい、という言葉で結ばれました。